

「山梨県LINEコロナお知らせシステム」よくある質問（事業者等の皆様向け）

Q 1 この取組（QRコード）は、必ず導入しなければならないのか。

A 1 認証施設においては、認証基準の1項目となっており、導入が必須となっております。利用者の皆様が安心して施設等を利用いただけるだけでなく、施設における感染拡大防止に繋がりますので、導入をお願いします。

Q 2 QRコードはどのように発行するのか？

A 2 山梨県HP内の山梨県LINEコロナお知らせシステムページにあります「発行申請フォーム」より、事業者名・住所等を入力していただくことで、QRコードの発行が可能です。

Q 3 QRコードを紛失した又は申請内容に誤りがあった場合はどうすればよいか。

A 3 同じQRコードの再発行はできないので、新たに登録し直し、新しいQRコードを発行してください（古いQRコードは破棄し、再利用しないでください）

Q 4 感染が発生した際に、施設等名や利用日を他の利用者に伝えるのか。

A 4 利用者へ送信されるメッセージには、施設等名や利用日時は原則として記載されません。ただし、メッセージを受け取った利用者からの個別相談があった場合、状況確認等のため必要に応じて施設名等を伝えることがあります。また、クラスター発生のおそれがある場合などで、県が必要と判断した場合は公表することがあります。

Q 5 施設等で感染が発生し、事業者としてそのことを広く周知したい場合、県に対してこのシステムを利用した周知の協力を求めることができるか。

A 5 メッセージをお送りするのは、保健所の疫学調査の結果、接触者の追跡が困難であり、不特定多数の利用者への感染が考えられる等、必要性を総合的に判断して行います。そのため、事業者からの要望により、メッセージをお送りすることはできません。

Q 6 QRコードはどこに設置すればよいか。

A 6 施設の入口や受付、テーブルなど、利用者が分かりやすく、読み取りやすい場所に掲示してください。QRコードを店員等が座席等において提示し、利用者へ読み取っていただく方法でも構いません。また、必要に応じて、例えば同じQRコードをコピーの上、施設等内の複数箇所に掲示し、利用者が読み取り時に密集しないようご配慮ください。

Q 7 QRコードをコピーし、利用者一人一人に配付してもよいか。

A 7 コピーされたQRコードを施設等利用者以外の方が読み取ったり、利用していない日に読み取ったりした場合、正確な情報の発信が難しくなるので、原則として施設等内に掲示し、配付はしないようにしてください。

Q 8 大規模商業施設など、複数の店舗やフロア毎に作成したい場合はどうすればよいか。

A 8 QR作成フォームより、店舗やフロアごとにQRコードを発行していただくことも可能です。場所ごとにQRコードを分けて掲示することで、より詳細な絞り込みが可能となります。

Q 9 注意喚起のメッセージは施設等にも届くのか。

A 9 QRコードを読み取った利用者の方のみにお送りしています（ただし、施設等のスタッフも感染のリスクはあるので、QRコードを読み取っていただいても構いません。）